

# 衆議院法務委員会ニュース

平成 25.5.10 第 183 回国会第 12 号

5 月 10 日（金）、第 12 回の委員会が開かれました。

## 1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

・谷垣法務大臣、後藤法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 階 猛君（民主）

- ・最高検察庁作成の陸山会事件に係る内容の虚偽の捜査報告書に関する最高検の捜査及び調査結果がホームページ上で公表されていないことについて、国民への説明責任との齟齬があると考えているが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・指揮権の発動に関する法務大臣及び内閣法制局の見解を伺いたい。
- ・任意の取調べの拒否が認められている以上、任意の取調べにおける録音は当然認められるべきという考えについて、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・陸山会事件の再捜査に関して検察庁法第 14 条に基づく法務大臣の監督指揮権を発動すべきか否かについて、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・陸山会事件の再捜査の結果にかかわらず、終了後には何らかの対応をしなければならないと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

### 辻 元 清 美君（民主）

- ・法務大臣は、立憲主義をどのように認識しているのか、見解を伺いたい。
- ・自民党が平成 24 年 4 月 27 日に決定した「日本国憲法改正草案」に関して、天賦人権説に基づくものとする規定を改めようとしたり、公益及び公の秩序を害する結社を認めないなどとしているが、このような考え方は立憲主義に反するものと思われるが、当時の自民党総裁であった法務大臣の見解を伺いたい。

### 西 田 讓君（維新）

- ・平成 16 年の「テロの未然防止に関する行動計画」に基づき、平成 18 年に出入国管理法が改正されたが、法改正後について、テロリストの入国を未然に防止するための体制の充実、テロリストの入国阻止の実績について、伺いたい。
- ・イタリア人哲学者・政治活動家のアントニオ・ネグリ氏の犯罪、テロリスト集団である「赤い旅団」との関係及

び 4 月の我が国への入国の事実の有無について、伺いたい。

- ・出入国管理法第 5 条第 1 項第 4 号においては、1 年以上の懲役等に処せられた者は我が国に上陸できないことになっており、第 5 条の 2 において、法務大臣が相当と認めるときは上陸を拒否しないこととすることができるとなっているが、法務大臣が相当と認める際の判断基準は何か、伺いたい。
- ・アントニオ・ネグリ氏の入国は拒否すべきであったと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

### 椎 名 毅君（みんな）

- ・高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の目的及び実施状況はどのようになっているか、法務大臣はこれをどのように評価しているのか、伺いたい。また、ポイント制による高度人材の受入れは当初の見込みよりも低くなっているようだが、その理由について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・高度人材及び単純労働の外国人を受け入れた場合、それぞれが国内経済及び労働市場に対して短期・中期的にどのような影響を与えると見込んでいるのか、伺いたい。また、単純労働の外国人の受入れの問題について、内閣の一員として法務大臣の見解を伺いたい。
- ・我が国の人口が将来大きく減少すると予測されている中で、人口増の施策を取っても効果が出るまでには時間がかかる。また、移民を受け入れて日本を元気にするという提言も自民党の議連からなされていたが、今後の移民政策に関する方針を法務大臣に伺いたい。

### 浜 地 雅 一君（公明）

- ・破産法の趣旨について伺いたい。また、同法第 253 条第 1 項において租税債権が非免責債権とされていることについて、平成 16 年の破産法改正の際にどのような議論があったのか、伺いたい。
- ・今後、破産法の改正について検討する際には、租税債権についても免責を認めることを議論していただきたいが、

法務副大臣の見解を伺いたい。

- ・法曹養成に関して、法科大学院入学者、司法試験合格者及び司法試験予備試験合格者に占める社会人経験者、法学部以外の学部の出身者の割合を伺いたい。また、司法試験予備試験の現状について、多様な人材の確保が図られていると言えるのか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・司法修習生の修習専念義務を廃止して、アルバイトや会社経営など社会経験を認めることにより、人材の多様化

を図るべきではないか、法務大臣の見解を伺いたい。

- ・福岡空港における入国審査事務について、到着便の到着が予定時刻よりも早まった場合には開始時刻を早め、外国人観光客が円滑に入国審査を終えられるようにすべきと考えるが、現在の運用状況を伺いたい。

## **2 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案（内閣提出第 49 号）**

### **被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第 50 号）**

- ・谷垣法務大臣から提案理由の説明を聴取しました。